

2020年8月28日 於・北海道司法記者クラブ

札幌国際大学の「懲戒解雇」処分に対する提訴について

大月 隆寛

さる6月29日付けで、札幌国際大学より「懲戒解雇」を申し渡されました件、また、それに対して7月13日付けで、札幌地方裁判所に対して地位保全及び賃金仮払いの仮処分命令の申し立てをした件に続き、お約束していた通り、本訴の訴状を本日8月28日付けで札幌地方裁判所に提出し、受理されました。

この3月以降、みなさまのご尽力、ご協力によって、道内のみならず、広く道外にも問題として知れ渡るようになった国際大の留学生をめぐる問題に直接関連する、きわめて不当な「懲戒解雇」事案についての、正式な提訴になります。

詳細は、お配りして訴状の概要をご参照いただければと思いますが、この場で併せて申し上げておきたいことは、自分自身の「懲戒解雇」の撤回と地位の回復、大学教員としての戦線復帰が目的であると同時に、あるいはそれ以上に、前期半ばでのいきなり即時解雇に等しい、不当で乱暴なやり方とその後の不誠実な対応によって、大学側は学生たちの学ぶ権利や自由を理不尽に奪っていること、そしてもうひとつ、一昨年以來ずっと大学の外国人留学生をめぐる問題を指摘し、事態を改善しようとしてきていた城後豊前学長の努力に対して、エビデンス・ベースの事実認識から眼をそむけるばかりか、それらの努力を「背任行為」などと一方的に決めつけ事実上解任に至らしめた、その過程での大学側の横暴な大学運営の是非をエビデンス・ベースの事実と共に明らかにし、前学長の名誉を回復することも、この訴訟の重要な目的だと、自分は考えています。

大月の担当科目を受講していた学生たちに対する、大学側の事後対応の不誠実さについては、在学学生のみならず、本学卒業生 OBOG 有志が連名で大学側に「抗議文」を送っています。これは文科省その他関係各所にも、送付しているようで、複数項目の疑問に対する明確な回答を求めています。

また、この7月上旬に、札幌出入国在留管理庁は公益通報に基づいて、大学側に必要な文書資料の提出を求め、関係者への聞き取りなども行ない、今週初めにはおよその作業を終えたと聞いています。今後、この結果が本庁へ送られ正式な報告とそれに基づく措置などが明らかにされると考えられます。

一方、大学側は、7月10日付けで「第三者委員会」を立ち上げています。ただ、その告知は8月上旬まで約一ヶ月遅れましたが、理由は不明です。以下は、大学側の告知内容です。

本学の「外国人留学生の受入れ」に関する客観的な調査を行うため、本学から独立した立場にある学識経験者3名で構成する第三者委員会を設置しました。

1. 委員構成

委員長 鈴木 勝利 弁護士

(名川・岡村法律事務所、学校法人東京音楽大学理事長)

委員 福島 啓充 弁護士(東京 新麴町法律事務所、元検事)

委員 伊勢呂 裕史(元文部科学省・国立教育政策研究所長)

2. 調査事項 本学の外国人留学生の受入れに関する事項全般

3. 設置期間 令和2年7月10日(設置日)～令和2年10月31日の予定

この委員長の鈴木弁護士は、上野理事長自身で「東京の、こういう監査に強い知合いの弁護士」であり、さらに「こういう人も、(昨年来)城後(前)学長のやったことは背任行為にあたる、と言っている」と、昨年12月の教授会において教員たちを前にして公言していた御仁です。さらに、元文部科学省の伊勢呂委員も、この4月より正式に大学理事に就任した嶋貫和男氏の文部科学省在任時に、嶋貫氏から文部科学省退任後の就職斡旋を複数回された人物であることが、文科省の調査記録や国会の議事録などに記載されており、いずれにしても「第三者」委員会としての客観性、中立性に疑いをさしはさまざるを得ない構成になっています。第1回のヒアリングが8月31日～9月1日に予定されていると聞いていますが、ヒアリング対象として指名された教員の中に、最も問題となっている2018年度の留学生入試を担当していた管理者級の者も含まれておらず、見る限り城後前学長と何らかの関係があったと大学側が目していると思われる者たちを狙い撃ちに指名してきています。これは自分の「懲戒解雇」に際しての賞罰委員会のとったやり方とよく似ています。

改めて、ひとりこの大学のみならず、全国の中規模以下の私大に共通する問題として、教学と法人の健全な緊張関係に基づいた、本来のコンプライアンス遵守とガバナンスが保証できる環境の再構築を元にした大学経営と労働環境の健全化に向けての道のりだにご理解いただき、今後とも、どうかよろしくご支援、ご理解のほどをお願いいたします。

訴状の概要

I. 請求の趣旨

1. 原告が、被告に対し、大学教授として雇用契約上の地位にあることを確認する。
2. 被告は、原告に対し、賃金等を支払え。
3. 被告は、原告に対し、慰謝料等を支払え。

II. 請求の原因

第1 当事者

1. 被告は学校法人札幌国際大学。
2. 原告は、札幌国際大学人文学部において、大学教授として教鞭をとっていたが、令和2年6月29日に被告法人により懲戒解雇処分がなされた。

第2 懲戒解雇にいたる経過

1. 原告は平成19年4月1日、雇用契約を締結。
2. 外国人留学生の不正入学疑惑の発覚。
 - (1) 札幌国際大学外国人留学生規程第4条2項において、学部の学生、大学院の学生、科目等履修生、研究生は日本語留学試験（EJU）200点以上、日本語能力試験（JLPT）N2以上の日本語能力を有することが外国人留学生出願の要件とされている（但し、交換留学生を除く）。

また、文部科学省は外国人留学生について、大学入学相当（日本語能力試験 N2相当）の日本語能力を要件としている。
 - (2) 2019年4月初旬ころ、札幌国際大学観光学部の教員と日本語教育担当教員から、外国人留学生の日本語能力が低すぎてクラス分けができないとの報告がなされた。
 - (3) 2019年4月初旬ころ、外国人留学生の日本語能力の確認結果が報告された。
3. 大学内での対応
 - (1) 前学長は、被告法人に対し、外国人留学生の日本語能力のレベルについての問題提起をなし、その改善に向けて外国人留学生の入学試験の際の語学試験を厳格化し、入試を含めた外国人留学生の獲得プロセスを改善するよう求めた。
 - (2) 2019年5月15日には、外国人留学生の日本語能力についての現状報告についての会議が、同5月22日にはプロジェクト会議が開催された。
 - (3) 2019年6月初旬ころ、被告法人の外部理事から「理事長から、学長が外国人留学生を切り捨て教育しようとしている。学長を解任したい」と連絡を受けたが、それは本当かと

いう問い合わせが前学長に対してなされた。

(4) 2019年6月11日、東京福祉大学において外国人留学生の多数が所在不明となっていることが問題となり、報道された。

4. 前学長の任期満了

(1) 2019年11月に学長選考委員会が立ち上げられたものの、当初より前学長は選考されることもなく、2020年3月末をもって任期満了となることとなった。

(2) また、2020年3月26日開催の理事会において、前学長の主張は全く間違っており、前学長の責任は重いものであるとのことであったなどとして、前学長に対して退職慰労金を支給しない決定がなされた。

5. 記者会見

(1) 2020年3月30日、出入国在留管理庁が、日本語能力を十分に確認せずに被告法人が外国人留学生を入学させた疑いがあるとして調査を始めた。

(2) 2020年3月31日、前学長は、北海道内の道政記者クラブにおいて札幌国際大学の外国人留学生が留学生の入学資格として求められる日本語能力を満たしていない問題について記者会見を行い、原告は記者会見場所に付き従った。

6. 賞罰委員会

(1) 2020年5月15日、原告は、被告法人より、「貴殿の行動について、本学就業規則に抵触するか否か審議の必要が生じたため、賞罰委員会で調査を実施している」旨、電子メールで通知され、2020年5月19日に大学の役員会議室に来るよう一方的に求められた。

(2) 原告は、通知から聴取の日まで直近すぎていることを伝え、いかなる事実が非違行為に該当するのか具体的に明らかにするよう求めた。

(3) 被告法人は、2020年5月20日付で「賞罰委員会における審査対象事項の告知」と題する通知を原告に送付し、14項目にわたって事実の有無、言動の正当性や合理性、懲戒事由該当性等について審査する旨通知した。

(4) 原告は、14項目の内容そのものが具体的ではなかったため、再度どの点について弁明を求めるのか明らかにするよう求めた。

(5) 2020年5月29日、6月12日、念のために賞罰委員会に出席し、その場で具体的な事実が明らかではないため回答できない、具体的事実を明らかにするよう求めた。

(6) 2020年6月19日付けで「ある事実が存在すること」を前提として聴聞を実施するのではない旨メールで通知された。

(7) 原告は、被告法人に対し、2020年6月22日、いかなる点が懲戒事由に該当するのか不明である旨再度通知するとともに、そもそも具体的根拠に基づかず賞罰委員会に呼び出して弁明を求めること自体不当なハラスメントに該当すること、原告を内部告発者とみなしてその報復をなしているものと評価するほかない旨通知した。

7. 懲戒解雇

(1) 2020年6月29日、被告法人より、懲戒解雇処分決定が通知された。

(2) 被告法人は、懲戒解雇処分の理由として、次の4点を列挙した。

- ① 前学長の記者会見に同行したこと。 「同調し、同行」
- ② 内部情報を漏洩し、誹謗中傷の書き込みをしたこと。
- ③ 「教授会一同」「教授会教員一同」名の文書を、それらが権限や総意に基づかない文書であることを認識しながら前学長が外部理事に手交する行為に同調し、手交の場に立ち会ったこと。
- ④ 教授会への出席回数が少ないこと。

第3 本件解雇が無効であること

1. 前学長の記者会見に同行した事実について

- ① 本件外国人留学生の日本語能力の問題は、近年問題となっている極めて重要な問題でありその公共性は優に認められる。
- ② 出入国在留管理庁がすでに調査に動きだしており、本件外国人留学生問題は法的に違法である可能性のある問題となっていた。
- ③ 前学長は外国人留学生の不正入学問題を解消すべく記者会見等に及んだものでその目的は高い公益目的に出たものであり、適正な行為というほかない。
- ④ 原告は、前学長に付き従って部屋の隅に傍観していたに過ぎない。

2. ツイッターについて

- ① そもそも具体的にいつ、どのような内部情報を漏洩し、誹謗中傷したのか具体的に特定されていない。

3. 「教授会一同」「教授会教員一同」と記載された書面を手交する場に立ち会った事実

- ① 詳細な調査結果を踏まえて教授会などでなされた発言等が反訳され、記載された書面であってその内容において適正である。
- ② 「教授会一同」「教授会教員一同」と記載された書面が入っていたか否か、原告としては不明である。
- ③ このような手交した場に立ち会ったなどという事実については、そもそも違法性はない。

4. 教授会への出席

- ① 2016年ころ、原告はリウマチ性多発筋痛症に罹患し産業医から診断書を受け、それを被告法人に提出して教授会になかなか出席することが難しい旨説明していた。
- ② 現に懲戒処分にするのであれば、それ以前に出席するように求められるべきであるが、これまで求められたという事実はない。

5. 結論

被告法人が通知した懲戒解雇処分理由はいずれも懲戒事由に該当せず、解雇権を

濫用してなされたものと言わざるを得ず、本件懲戒解雇処分は違法であり、かつ無効である。

したがって、原告は、札幌国際大学の大学教授として、雇用契約上の地位を有する。

Ⅲ 賃金支払請求

本件懲戒解雇処分は無効であり、原告は2020年6月29日以降も札幌国際大学教授の地位を有するものであり、賃金支払請求権を有する。

Ⅳ 不法行為に基づく損害賠償請求

1. 日本国憲法23条は、「学問の自由はこれを保障する。」と定め、学問研究の自由、研究発表の自由、教授（教育）の自由を保障しており、学問の保障の自由の意味として、「憲法二三条は、学問の自由の実質的裏付けとして、教育機関において学問に従事する研究者に職務上の独立を認め、その身分を保障することを意味する」とされている。
2. 受講していた学生のアフターフォローのために私的に講義することもやめるように被告から求められた。
また、原告は札幌国際大学の研究室、大学図書館の利用を禁止され、大学教授として研究を継続することを実質的に妨害された。
原告の学問の自由が実質的に侵害された。
3. いかなる非違行為事実について弁明を求めるのか全く通知されないまま、直近の日時を指定された。
あたかも他の内部告発者を探知するかのような言辞が記載され、被告法人が内部告発者とみなした者に対する報復を目的として賞罰委員会が設置され、原告が呼び出されたものというほかない。
4. 被告法人によってなされた原告の懲戒解雇処分は不法行為を構成し（民法709条）、これら違法な懲戒解雇処分により原告は多大な精神的苦痛を受けている。

以上